
「消費生活に関する県民意識調査」
「消費者教育に関する教育機関への実態調査」
報告書

平成27年3月

鳥 取 県

目次

第1章 調査実施概要	4
1. 調査の目的	4
2. 調査の内容	4
(1)実施内容	4
(2)回答率	5
(3)注意事項	5
(4)標本誤差	6
(5)調査実施・集計・分析委託先	6
第2章 消費生活に関する県民意識調査 調査結果	7
1. 回答者について	7
2. 商品等の購入時の意識について	8
(1)商品やサービスを選ぶときの意識	8
(2)商品購入、サービス利用の際の契約や取引における不安	27
(3)消費者として心がける行動	29
3. 消費生活相談窓口の認識、情報収集について	42
(1)県や市町村における消費生活相談窓口の認知	42
(2)消費生活に関する情報の入手手段	43
4. 消費者被害の状況について	44
(1)悪質商法などについての認知	44
(2)消費者被害の経験の有無(家族も含めて)	59
(3)(自分か家族が被害を受けた場合)被害の内容	60
(4)(自分か家族が被害を受けた場合)相談などを行ったか	61
(5)(相談した場合)相談先	63
(6)(相談しなかった場合)相談しない理由	64
(7)(自分か家族が被害を受けなかった場合)被害にあうことを防げた理由	65
(8)消費者被害にあったとき「安心して相談できるところ」	66
(9)本来必要な支援を受けられていないと思われる身近な人の有無	67
(10)消費者被害を防止するために重要な取り組み	72
5. 消費者問題への関心について	75
(1)消費者問題に対する関心	75
(2)(関心がある場合)消費者問題に関心をもったきっかけ	77
(3)(関心がある場合)関心がある消費者問題	78
(4)(関心がない場合)消費者問題に関心がない理由	79
(5)(関心がない、どちらともいえない場合)話を聞いてみたり、講座へ参加したりしてみたいと思う消費者問題	80
6. 消費者教育について	81
(1)消費者教育に関する出前講座等への参加経験	81

(2)実施されていることを知っていて参加しなかった理由	83
(3)これまで消費者教育を受けた場と内容、及び理解度	84
(4)(小・中学生の保護者)家庭での消費者教育に関する事柄の話し合いの有無	95
(5)どの時期に、どのような消費者教育が必要か	96
(6)重要だと思う消費者教育を行う場	103
7. 消費者行政全般について	104
(1)消費者行政の取り組みに関する重要度	104
第3章 消費者教育に関する教育機関への実態調査 調査結果	112
1. 『消費者教育の推進に関する法律』の認知	112
2. 消費者教育に関する授業(幼稚園では「園児に対する消費者教育」)実施の有無	112
3. 消費者教育の取り組み方針(小学校以上)	113
4. 実施している消費者教育の内容(幼稚園)	113
5. 消費者教育に関する授業の実施状況	114
(1)消費者教育に関する授業を行っている教科	114
(2)消費者教育に関する授業を行っている学年	115
(3)消費者教育に関する授業を行っている時間数	116
(4)行っている消費者教育に関する授業の内容	117
6. 教科書以外に使用した教材	118
7. 外部講師による授業の実施(小学校以上)	119
(1)外部講師による授業の実施の有無	119
(2)(実施した場合)外部講師の所属	119
8. 消費者教育の実施状況に対する認識	120
9. 消費者教育の成果に対する認識	120
10. 保護者に対する消費者教育に関する情報提供の有無	121
(1)(保護者に情報提供した場合)保護者会などで情報提供した内容	122
(2)(保護者に情報提供した場合)印刷物の配布などで提供した内容	123
11. 消費者教育に関する県や市町村の相談窓口の認知と活用状況	124
12. 消費者教育に関して重要だと思う内容	125
13. 消費者教育の実施にあたっての課題	126
14. 消費者教育の推進に今後必要なこと	126
15. 消費者教育に関する授業で活用しやすい教材	127
16. 消費者教育に関する教員向けの研修への参加意向	127
17. 消費者教育に関する教員向けの研修で希望する内容	128
18. 研修に参加しやすい時期	129
第4章 調査結果のまとめ	130
1. 消費生活の現状	130
(1)商品購入時の意識や行動について	130
(2)消費者問題への関心について	130

(3)消費者被害の状況について.....	131
(4)消費生活相談窓口の認識、情報収集について.....	133
2. 消費生活に係る課題.....	135
(1)消費者被害防止のための効果的な情報発信・連携.....	135
(2)消費生活相談窓口の認知度向上.....	136
3. 消費者教育の現状.....	137
(1)これまで受けた消費者教育について.....	137
(2)学校での消費者教育について.....	138
(3)家庭や地域での消費者教育について.....	140
4. 消費者教育の課題.....	142
(1)教育機関における消費者教育の課題.....	142
(2)家庭・職場・地域における消費者教育の課題.....	142
5.消費者行政について.....	143
第5章 意見・要望.....	144
1. 消費生活に関する県民意識調査.....	144
(1)消費生活相談窓口について.....	144
(2)消費者被害について.....	146
(3)消費者問題について.....	147
(4)消費者教育について.....	148
(5)消費者行政について.....	152
2. 消費者教育に関する教育機関への実態調査.....	153
(1)幼稚園.....	153
(2)小学校.....	154
(3)中学校.....	154
(4)高等学校.....	154
第6章 調査票.....	156
1. 消費生活に関する県民意識調査.....	156
2. 消費者教育に関する教育機関への実態調査(幼稚園).....	170
3. 消費者教育に関する教育機関への実態調査(小学校).....	174
4. 消費者教育に関する教育機関への実態調査(中学校).....	180
5. 消費者教育に関する教育機関への実態調査(高等学校).....	186
6. 消費者教育に関する教育機関への実態調査(特別支援学校).....	192

第 1 章 調査実施概要

1. 調査の目的

県民の消費生活に関する意識や県内教育機関における消費者教育の実態等を把握し、今後の消費者行政全般、中でも県における消費者教育の方向性を示す「鳥取県消費者教育推進計画」を策定する上での基礎資料とするため調査を実施した。

2. 調査の内容

(1) 実施内容

【調査項目】

A. 消費生活に関する県民意識調査（以下「県民意識調査」という。）

1. 回答者について
2. 商品等の購入時の意識について
3. 消費生活相談窓口の認識、情報収集について
4. 消費者被害の状況について
5. 消費者問題への関心について
6. 消費者教育について
7. 消費者行政全般について
8. 消費生活についての意見

B. 消費者教育に関する教育機関への実態調査（以下「教育機関調査」という。）

1. 回答者について
2. 『消費者教育の推進に関する法律』の認知について
3. 消費者教育に関する授業の実施状況等について
（幼稚園では「消費者教育に関する取り組み状況等について」）
4. 消費者教育に関する意識・課題等について
5. 消費者教育に関する要望等について

【調査対象】

A. 県民意識調査

鳥取県内在住の満 20 歳以上の男女を選挙人名簿より 3,000 人抽出。

B. 教育機関調査

県内に所在する幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の全数。

【調査方法】

郵送調査

【調査期間】

A. 県民意識調査

平成 26 年 10 月 31 日～11 月 18 日

B. 教育機関調査

平成 26 年 11 月 17 日～12 月 1 日

(2) 回答率

A. 県民意識調査

発送件数	有効回答件数	有効回答率
3,000 件	1,295 件	43.2%

B. 教育機関調査

教育機関種別	発送件数	有効回答件数	有効回答率
幼稚園	36 件	28 件	77.8%
小学校	132 件	115 件	87.1%
中学校	63 件	53 件	84.1%
高等学校	32 件	30 件	93.8%
特別支援学校	11 件	11 件	100.0%

(3) 注意事項

- 図表中の「n」(Number of cases の略)は、設問に対する回答者の総数を示しており、回答者の構成比(%)を算出するための基数である。
- 図表中の構成比は、小数点第2位以下を四捨五入しているため 100%にならないこともある。
- 複数回答の設問は、回答が2つ以上ありうるので、合計は100%を超えることもある。
- 集計表の上段の数字は回答者の件数、下段の数字は構成比(百分率)である。
- 各設問の集計は、無回答を除いて集計している。

(4) 標本誤差

本報告書の元となる調査のうち、県民意識調査は標本調査であり、調査結果には標本誤差（＝統計上の誤差）を伴う。

調査精度として、比率の推定の標本誤差をみるが、信頼度 95% レベルにおいた場合、これは統計学理論から次のように与えられる。

$$E = \pm 2 \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P \times (1-P)}{n}}$$

E：標本誤差

N：母集団の大きさ

n：標本の大きさ

P：あるカテゴリについての、母集団での回答率

県民意識調査の有効回答数は1,295件であり、ある設問で選択された回答が有効回収数の50%（回答率50%）であった場合の標本誤差は±2.7となる（回答率50%で誤差が最大となる）。

この調査を元に20歳以上の県民全体の意識を推計すると、回答率50%であった場合は95%の確率で、真の値が47.3%～52.7%の範囲にあるという考え方となる。

回答比率	基数	標本誤差	信頼範囲
10% (90%)	1,295	±0.5	9.5～10.5(89.5～90.5)
20% (80%)	1,295	±1.1	18.9～21.1(78.9～81.1)
30% (70%)	1,295	±1.6	28.4～31.6(68.4～71.6)
40% (60%)	1,295	±2.2	37.8～42.2(57.8～62.2)
50%	1,295	±2.7	47.3～52.7

(5) 調査実施・集計・分析委託先

株式会社東京商工リサーチ 米子支店